

2. 7. 29  
1365

法人 謹言

此に於て同製法に於て是の如き事同製法に於ては其の如き事あり  
 所為之法に執り操るるに、其事は其の法に依りて其の如き事ありと  
 是の如き事あり、  
 (以上)

七月七日

大日本船舶司付同製法分六回分同製法

標記に於ては其の如き事あり、其事は其の法に依りて其の如き事あり  
 七月七日

- 一 出船者 二十四名
- 二 乗客者 七名
- 三 司事者 三名
- 四 船長 一名
- 五 船員 一名
- 六 船主 一名
- 七 船主 一名

1. 日本船舶司付同製法分六回分同製法

財團 務 司